

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                 |
|-------|----------------------|
| 5     | 国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

粕屋町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福岡県粕屋町長

## 公表日

令和2年6月3日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務   |   |
|--|---|
| ①事務の名称   | 国民健康保険に関する事務  |
| ②事務の概要   | <p>国民健康保険法及び地方税法に基づき、国民健康保険の資格管理、給付、保険税の賦課及び徴収等を行う。</p> <p>国民健康保険法、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う事務は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険の資格に係る事務</li> <li>・国民健康保険被保険者証等に係る事務</li> <li>・国民健康保険の給付に係る事務</li> <li>・一部負担金減免等に係る事務</li> <li>・国民健康保険税の賦課及び徴収に係る事務</li> <li>・国民健康保険税の減免等に係る事務</li> <li>・国民健康保険の各種届出に係る事務</li> <li>・国庫補助等の算定及び申請に係る事務</li> <li>・保健事業に係る事務</li> <li>・オンライン資格確認等システム稼働に向けた資格履歴管理事務及び機関別符号の取得事務</li> </ul> |
| ③システムの名称   | 国民健康保険システム、国民健康保険給付システム、国民健康保険税システム、収納消込システム、納税管理人システム、社保控除証明システム、返戻管理システム、口座管理システム、宛名管理システム、統合宛名連携サーバ、中間サーバ、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者向け中間サーバ   |
| 2. 特定個人情報ファイル名   |   |
| 資格異動ファイル、緩和措置異動情報ファイル、レセプト情報ファイル、高額療養費支給情報ファイル、国保療養費支給情報ファイル、出産育児一時金支給情報ファイル、葬祭費支給情報ファイル、食事差額療養費支給情報ファイル、賦課基本ファイル、介護基本ファイル、支援基本ファイル、賦課個人ファイル、期割情報ファイル、収納履歴ファイル、滞納処分ファイル、納税組合員ファイル、納税管理人管理ファイル、社会保険料控除証明ファイル、口座情報ファイル、返戻管理ファイル、宛名基本ファイル、国保資格取得喪失年月日連携ファイル、高額該当引継情報ファイル、市区町村被保険者ID連携ファイル、資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル |   |
| 3. 個人番号の利用   |   |
| 法令上の根拠   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 番号法第9条第1項 別表第一の第16,30の項</li> <li>2 番号法第9条第2項</li> <li>3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 別表第一省令第16,24条</li> <li>4 国民健康保険法 第113条の3 第1項、第2項(オンライン資格確認の準備業務)</li> </ol>   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携   |   |
| ①実施の有無   | <p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</p>   |
| ②法令上の根拠  | <p>&lt;情報照会事務&gt;<br/>1 番号法第19条第7号 別表第二の第27,42,43,44,45の項<br/>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 別表第二省令第20,25,26条</p> <p>&lt;情報提供事務&gt;<br/>1 番号法第19条第7号 別表第二の第1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,43,46,58,62,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120の項<br/>2 別表第二省令第2,3,4,5,19,20,22,25,33,43,46,49,53条</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;<br/>1 番号法 附則第6条第4項 (利用目的:オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)<br/>2 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>  |
| 5. 評価実施機関における担当部署  |   |
| ①部署  | 住民福祉部 総合窓口課   |
| ②所属長の役職名   | 総合窓口課長  |
| 6. 他の評価実施機関  |   |
|  |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先  | 〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号 粕屋町役場 総務部 総務課   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ   |   |
| 連絡先  | 〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号 粕屋町役場 住民福祉部 総合窓口課   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 平成31年4月1日 時点   |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 平成31年4月1日 時点   |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                    |  |  |
|--|--|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |  | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                   |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |  |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か          | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                            |  |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない |  |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                 | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)          |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                    | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 7. 特定個人情報の保管・消去  |  |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                              | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 監査  |  |  |
| 実施の有無  | [ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| 9. 従業員に対する教育・啓発  |  |  |
| 従業員に対する教育・啓発   | [ 十分に行っている ]                                     | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

## 変更箇所

| 変更日         | 項目              | 変更前の記載       | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明                        |
|-------------|-----------------|--------------|--|------|----------------------------------|
| 平成27年12月28日 | I-1 ②事務の概要      | -            | 特定個人情報を取扱う事務に「保健事業に係る事務」を追記する。   | 事後   | 法改正によりマイナンバーの利用範囲が拡大されたため        |
| 平成27年12月28日 | I-5 ②所属長        | 今泉 真次        | 藤川 真美  | 事後   | 所属長変更により                         |
| 平成28年9月29日  | I-1 ③システムの名称    | -            | 特定個人情報を取扱う事務に「次期国保総合システム、国保情報集約システム」を追記する。   | 事前   | 国民健康保険制度改正により、情報連携するシステムが追加されたため |
| 平成28年9月29日  | I-3 法令上の根拠      | -            | 「番号法第9条第2項」を追加する。  | 事後   | 国民健康保険制度改正に向けての、PIA見直しのため        |
| 平成28年9月29日  | I-4 ②法令上の根拠     | -            | 情報提供事務の根拠に番号法第19条第7号別表第二の「第9.81.88.95」の項を追加  | 事後   | 国民健康保険制度改正に向けての、PIA見直しのため        |
| 平成29年7月24日  | I-2 特定個人情報ファイル名 | -            | 「国保資格取得喪失年月日連携ファイル」と「高額該当引継情報ファイル」を追加  | 事前   | 国民健康保険制度改正に伴う情報連携のため             |
| 令和1年6月28日   | I-5 ②所属長        | 総合窓口課長 藤川 真美 | 総合窓口課長   | 事後   | 様式変更                             |
| 令和1年6月28日   | II しきい値判断項目     | 平成27年3月6日    | 平成31年4月1日  | 事後   |                                  |
| 令和1年6月28日   | IV リスク対策        | -            | 新設   | 事後   | 様式変更                             |
| 令和2年5月13日   | I-1 ②事務の概要      | -            | 「オンライン資格確認等システム稼働に向けた資格履歴管理事務及び機関別符号の取得事務」を追加  | 事前   | オンライン資格確認等システム稼働に向けたPIA見直し       |
| 令和2年5月13日   | I-1 ③システムの名称    | 次期国保総合システム   | 国保総合システム   | 事後   | システム稼働による名称変更                    |
| 令和2年5月13日   | I-1 ③システムの名称    | -            | 医療保険者向け中間サーバ   | 事後   | オンライン資格確認等システム稼働に向けたPIA見直し       |
| 令和2年5月13日   | I-2 特定個人情報ファイル名 | -            | 「市区町村被保険者ID連携ファイル、資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル」を追加  | 事前   | オンライン資格確認等システム稼働に向けたPIA見直し       |
| 令和2年5月13日   | I-3 法令上の根拠      | -            | 「国民健康保険法 第113条の3 第1項、第2項(オンライン資格確認の準備業務)」を追加   | 事前   | オンライン資格確認等システム稼働に向けたPIA見直し       |
| 令和2年5月13日   | I-4 ②法令上の根拠     | -            | 「<オンライン資格確認の準備業務><br>1 番号法 附則第6条第4項(利用目的:オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)<br>2 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項」を追加 | 事前   | オンライン資格確認等システム稼働に向けたPIA見直し       |
|             |                 |              |  |      |                                  |
|             |                 |              |  |      |                                  |
|             |                 |              |  |      |                                  |
|             |                 |              |  |      |                                  |
|             |                 |              |  |      |                                  |